附属するひもの直径はおおむね六ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね十二センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。	附属するひもは、化学繊維製とし、その中心部には、柔軟かつ堅ろうな鋼索を用いる。	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の第一種手錠に附属するひもは、令和三年九月三十日までの間は、改正後の第一種手錠に附属するひもとみなして使用することができる。

○法務省令第一号

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の規定に基づき、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日

法務大臣　上川　陽子

財務大臣　麻生　太郎

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に関する命令の一部を改正する省令

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の施行に関する命令（昭和二十五年法務府大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「て印を押し」を削る。

別表第一中「日本標準規格Ｂ列４号（257mm×364mm）」を「日本産業規格Ａ列４」に改める。

別表第三中「㊞」及び「印」を削り、「日本規格Ｂ列５号（182mm×257mm）」を「日本産業規格Ａ列４」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

○財務省令第七十三号

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）その他の関係法令の規定に基づき、証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月四日

財務大臣　麻生　太郎

附属するひもの直径はおおむね三ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね四・五センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。	附属するひもは、化学繊維製とする。	［同上］

第一条　証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則等の一部を改正する省令（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則の一部改正）

証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則（大正五年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ノ印章ヲ押捺スベ」を「ト記載」に改め、同条第二項中「ノ印章ヲ押捺」を「ト記載」に改める。

第三条第二項中「ノ朱印ヲ押捺」を「ト記載」に改める。

第四条中「印章ヲ押捺」を「記載」に改める。

別紙様式中「印」を削る。

（保管金取扱規程の一部改正）

第二条　保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「ノ印ヲ捺」を「ト記載」に改める。

第一号書式中「㊞」及び「印」を削る。

第四号書式及び第六号書式中「印」を削る。

第五号書式及び第六号書式中「印」を削る。

（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正）

第三条　国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正十一年大蔵省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第五号書式まで及び第八号書式から第十号書式までの書式中「印」を削る。

第十五号書式中「官職氏名」を「官職氏名等」に改め、「㊞」、「又は（領収者名の表示のある領収日付印及びを削り、同書式備考中「を記載し、かつ、」を「及び」に、「庁の標示のある領収印を押」を「官庁名を記載」に、「印をお」を「官職氏名を記載」に、「書面及び」を「書面並びに」に改める。

（会計法規ニ基ク出納計算ノ数字及記載事項ノ訂正ニ関スル件の一部改正）

第四条　会計法規ニ基ク出納計算ノ数字及記載事項ノ訂正ニ関スル件（大正十一年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「認印」を「押印シ又ハ署名」に改める。